

## 平成30年度山形県高度人材確保支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、県内中小企業が自らの企業の中核となる高度な知識・技術を持つ人材を正社員として確保することで、研究開発等を加速し、事業化や製品化、新分野への参入を目指す取組みを支援するため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱（平成28年11月15日付け厚生労働省発職雇1115第1号）及び地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領（平成28年11月15日付け厚生労働省発職雇1115第1号）によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号、第3号で規定する中小企業者をいう
- (2) 高度人材 研究開発、製品開発等に関する高度な専門知識や技術を有するなど、中小企業の事業化及び商品化等の取組みに資する人材とし、下記のいずれかを満たすものとする。
  - ① 修士課程修了以上の者
  - ② 技術士資格を持つ者又はこれと同等の資格を持つ者
  - ③ 実務・指導経験が5年以上の者

### (補助事業者)

第3条 この補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 県内に補助金の対象事業を遂行する事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 別表1に定める支援対象分野における研究開発等に取り組む、事業化及び商品化、新分野への参入を目指し、別表2に定める日本標準産業分類中分類による支援対象業種に該当すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (4) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- (7) 補助金等に係る審査等（書類等の整備保管。書類の提出や実地検査の受入）に協力すること。
- (8) 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内または、支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主でないこと。

- (9) 労働保険料を滞納している事業主でないこと（支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）。
- (10) 支給申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。
- (11) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主ではないこと。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生または再生手続きを行っていないこと。
- (13) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (14) 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められること
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

#### （補助対象事業及び補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、前条に規定する補助事業者が平成30年4月1日から平成31年2月28日までの間に実施する事業とし、補助対象事業及び補助対象経費は別表3のとおりする。

#### （補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の10分の8以内の額とし、上限額は新規に雇用される高度人材1人あたり200万円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### （交付申請）

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

（交付決定の通知）

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の20%を超える変更（補助金の額に影響を及ぼさない変更を除く）
- (2) 事業計画の大幅な変更（補助対象となる高度人材を変更する場合を含む）

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認（補助金変更交付）申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 規則第7条1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止を行う場合は、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定内容及びこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日を経過する日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条の規定に基づく補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときはその日）から30日を経過した日又は平成31年3月22日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第6号）

（交付決定の取消し）

第12条 知事は、補助事業者が補助事業により雇用した高度人材を、補助事業完了後においても、雇用開始日から起算して12か月間雇用しなかった場合（ただし、天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により継続雇用しなかった場合を除く。）は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類等を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業に係る経理を明確に区分して処理しなければならない。

別表 1

支援対象分野	<p>○バイオテクノロジー分野</p> <p>○山形県ものづくり技術振興戦略（平成27年3月策定）において位置付けた成長6分野【①自動車、②航空機、③ロボット、④環境・エネルギー、⑤医療・福祉・健康、⑥食品・農業】</p>
--------	---

別表 2

	指定主要業種	<p>○バイオテクノロジー分野 食料品製造業(09)、化学工業(16)、学術・開発研究機関(71)</p> <p>○成長6分野のうち【①自動車、②航空機】 輸送用機械器具製造業(31)</p> <p>○成長6分野のうち【③ロボット、④環境・エネルギー、⑤医療・福祉・健康、⑥食品・農業】 はん用機械器具製造業(25)、業務用機械器具製造業(27)</p>
支援対象業種	指定関連業種	<p>○バイオテクノロジー分野 飲料・たばこ・飼料製造業(10)</p> <p>○成長6分野のうち【①自動車、②航空機】 家具・装備品製造業(13)、化学工業(16)、プラスチック製品製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、窯業・土石製品製造業(21)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、情報サービス(39)</p> <p>○成長6分野のうち【③ロボット、④環境・エネルギー、⑤医療・福祉・健康、⑥食品・農業】 食料品製造業(09)、飲料・たばこ・飼料製造業(10)、繊維工業(11)、家具・装備品製造業(13)、化学工業(16)、プラスチック製品製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、窯業・土石製品製造業(21)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、生産用機械器具製造業(26)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、輸送用機械器具製造業(31)、情報サービス(39)、学術・開発研究機関(71)</p>

別表 3

<p>補助対象事業</p>	<p>補助事業者が、高度人材を正社員として新規雇用することで、研究開発等の加速に取り組む事業</p> <p>ただし、以下を要件とする</p> <p>(1) 県内の事業所に勤務すること</p> <p>(2) 実績報告時点において雇用を継続していること</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>人件費（給与、通勤手当、社会保険料の事業主負担分）</p> <p>ただし、補助対象経費として計上出来るのは新規雇用を開始した日から起算して6ヶ月分とし、1事業者につき2人までとする</p>